

多賀城の改修と近江国府

宮城県教育庁文化財課
技術副参事 吉野 武

はじめに

陸奥国府多賀城の政庁には近江国庁との類似性が示唆されている。なかでも、第Ⅱ期政庁は政界で権勢を振るいつつ天平 17 年(745)以来長く近江守を務めた藤原仲麻呂の第四子朝獺が改修した。同時代の近江国庁は仲麻呂の造営とされており、その影響が考えられる。しかし、両国庁の類似性は国府の発掘調査まもない時期の示唆であり、広場を囲む正殿・脇殿の配置、礎石式瓦葺き建物や外周りにおける築地の採用といった大枠による。それらは現在も概ね首肯されるが、諸国国庁の調査が進み、多賀城でも政庁跡の再調査の結果、第Ⅱ期政庁は大きく様変わりした。また、外郭南門跡の全面調査や瓦の研究等から改修は前任の陸奥守佐伯全成が着手し、橘奈良麻呂の変による国守の交替を挟んだ朝獺による完成とみられる。これらを踏まえつつ国庁を中心に両国府の類似点をあらためて整理し、多賀城の改修を考えてみたい。

なお、本講演の内容は拙稿 2022「多賀城の改修と近江国府」(『史聚』55)に基づいている。註や史料の出典(大部分は『続日本紀』)などを含む詳細については拙稿を御参照いただきたい。

1 多賀城の概要と第Ⅱ期の改修

(1) 多賀城の概要

多賀城は松島湾西側を取囲む丘陵から仙台平野の北東隅に張出した松島丘陵南西端に立地する。8 世紀に陸奥国府と鎮守府が置かれた城柵で南と西は沖積地に面し、城内ほぼ中央に位置する標高 30m 前後の政庁からは仙台平野が一望される。その東側には太平洋が広がっている。

多賀城では昭和 38 年(1963)に始まる発掘調査で規模や構造等の大要が明らかになっている。多賀城は一部に沖積地を取込む丘陵端を築地や材木堀による外郭線で一辺 1050~660m の不整な方形に囲み、その概ね中心の丘陵上に政庁を置く城柵である。政庁跡の調査では大別で第Ⅰ~Ⅳ期の変遷が捉えられており、これは城内各地区の遺構をみる際にも有効である。また、多賀城碑にみえる創建・改修の年代(創建:神亀元年(724)、改修:天平宝字 6 年(762))、六国史にみえる伊治公咎麻呂の乱に係る火災や貞観地震・津波の年代など多賀城の画期とみられる記載とも整合的である。

第Ⅰ期:養老~神亀年間頃(717~728) ~ 8 世紀半ば頃

第Ⅱ期:8 世紀半ば頃 ~ 宝亀 11 年(780) 伊治公咎麻呂の乱

第Ⅲ期:宝亀 11 年(780) ~ 貞観 11 年(869) 貞観地震・津波

第Ⅳ期:貞観 11 年(869) ~ 11 世紀半ば頃

外周りの外郭線は主に丘陵部が築地、低地が材木堀だが、南に移転したⅡ期以後の南辺は立地に拘わらず瓦葺きの築地となる。門は一貫して政庁正面の南辺中央部に南門、城内を北東~南西に伸びる尾根筋に乗って東辺北に東門、西辺南に西門を開く。ほかに外郭西北隅にも第Ⅲ期に門ができたのが近年判明している。形式はいずれも八脚門を基本とする。

政庁は南北約 116m、東西約 103m の範囲を築地で囲み、正殿を中心に建物を配す。第Ⅰ期は掘立式の正殿と東西の脇殿のみの素朴な構成だが、第Ⅱ期から後殿と東西に楼が加わり、主要な建物と門が礎石式となる。政庁以外の丘陵平坦面には実務官衙が置かれており、城内東北から右回りで大畑・

作貫・城前・五万崎・金堀・六月坂地区の官衙がある。また、政庁と実務官衙、外郭の諸門は政庁南大路や東門－西門間道路等で結ばれていた。

（２）第Ⅱ期の改修

天平宝字 6 年(762)、多賀城は藤原朝獺によって改修された。外郭南門から城内に入って右手に立つ多賀城碑にはそうみえる。先学の検討により、この碑を偽作とする識者は現在ではほぼいない。本碑は真作であり、多賀城を改修した朝獺の顕彰碑とみてよい。

この改修にあたるのが第Ⅱ期の多賀城である。もっとも、改修は国分寺・尼寺の造営に次いで前任の陸奥守佐伯全成の時には始まっていたとみられるが、全成は藤原仲麻呂の排斥を図った橘奈良麻呂の変に係わって自殺に追い込まれている。しかも、変の発覚時に関与の疑惑と解官を陸奥国に伝え、全成の詰問にあたったのは新たに陸奥守となった仲麻呂の第四子朝獺であり、前任者を押しのけた朝獺は父の積極的な東北政策を進めつつ多賀城を改修した。そして、それらの成就が見えた時、自画自賛ともいべき多賀城碑を造り、自身が議政官に列する参議任官の日付を刻んで立碑したのである。

2 改修の実態

多賀城跡を調査する宮城県多賀城跡調査研究所では、21 世紀に入って再整備に伴う政庁跡の再調査、政庁南大路・城前地区官衙の調査、さらに多賀城市が行う多賀城南門等実物大復元に向けた外郭南門跡の全面調査など、政庁とその南面を重点的に調査し、各地区で第Ⅰ～Ⅳ期にわたる成果を得た。朝獺が改修した第Ⅱ期では政庁跡、外郭南門・南辺跡、城前地区官衙に大きな成果がある。近江国庁との比較を意識しつつみていきたい。

（１）第Ⅱ期の政庁

再調査で政庁は各時期とも変更がなされた。なかでも、第Ⅱ期政庁は礎石式の新たな脇殿と楼の発見によって装いを一新し、掘立式で南廂付建物の正殿と側柱建物による東西の脇殿のみで構成された簡素で素朴な第Ⅰ期政庁から格段に変わっている。

南北に長い政庁の平面形や規模、正殿と脇殿の位置は第Ⅰ期と変わらないが(図・表 1、第Ⅱ期政庁では建物として正殿と脇殿以外に後殿と東西の楼、南門両脇の翼廊、築地線上の東・西・北殿が加わった。築地の寄柱を含めて、これらは玉石積みの基壇を持つ礎石式の建物・築地で、屋根も瓦葺きである。また、正殿は四面廂建物となり、両脇に翼廊がつく政庁南門も含めて格式が高くなった。脇殿は桁行の短い短舎、楼は東西にやや長い総柱建物で、後殿も総柱建物である。これらのほか、玉石による石敷広場、石組溝、石列の通路など石組みの施設が政庁南半を主体に敷設されている。

こうした実態は第Ⅰ期の構成（正殿、脇殿、南門、築地）、簡素な構造・格式（掘立式、正殿＝地山削出し主体の基壇・南廂付建物）とは大きく異なる。建物の増加、礎石式の採用で機能が向上し、化粧基壇や瓦葺きの採用、正殿の四面廂化、翼楼・築地線上の建物と石組施設の設置で格式・装飾性が大幅に高められた。装飾性の高さは後続の第Ⅲ・Ⅳ期政庁も上回る。多賀城の政庁は第Ⅱ期に機能と卓越した装飾性を兼備した政庁となる。

（２）外郭南門・南辺の移転

第Ⅰ期外郭南門・南辺の発見によって、第Ⅱ期に南門・南辺が約 120m 南に移転したことが判明した。従来、南門については第Ⅰ期の遺構が未確認のままで同位置における変遷が想定されていたが、平成 15 年(2003)に南門跡から北の政庁南大路上で第Ⅰ期の掘立式八脚門が検出された。その後、東西における区画施設の把握、従来の南門跡での第Ⅰ期の城外南道路の確認などを経て外郭南門・南辺の移転が確定している。また、従来の南門跡の再調査によって、第Ⅱ期南門は造営中に方向と規模を変

更して竣工したことも明らかになった。方向は築地線の向きから城外南道路（南北大路）と直交する方向、規模は第Ⅰ期より小さな建築計画から多賀城最大の門の建築へと変更されている。

ところで、第Ⅰ期の外郭南辺は材木堀が目立つ。また、南門・南辺は第Ⅱ期南門が造られる小丘に南正面を遮られるため外観・視認性に難があった。一方、第Ⅱ期南辺はすべて築地で造られ、南門とともに移転で遮るものなく視認が可能となった。移転時に城内に取込まれた土地も低湿地を主体とする点から、南正面からの外観・視認性を重視した移転と考えられる。また、道路と直交する方向と多賀城最大の門への規模の変更も外郭南門の格付けをより高めるもので、政庁改修の指向と一致する。最終的に多賀城の正面観は小丘上に立つ最大の門を中心に低地を挟んで高い外郭東南・西南隅を瓦葺きの築地が結ぶものとなり、あたかも羽ばたく鳥のような壮観さを呈した。計画変更の実態と政変による国守交替（佐伯全成→藤原朝獺）の経緯も踏まえれば、南門等の移転は全成の時期には始められ、政変を経た朝獺の就任で改修の指向が政庁と一致する形となって完成したとみられる。

（３）城前官衙の造営

城前官衙は政庁東半から南に緩やかに降る丘陵上にある。近年の調査で各時期の遺構が検出され、第Ⅱ期と第Ⅲ～Ⅳ期の官衙では各々ほぼ全貌が判明している。特に第Ⅱ期は政庁東辺築地の南延長線を軸線とし、両面廂付東西棟の主屋前面の広場を囲んでほぼ東西対称に南北棟を並べる官衙で、政庁に則った高い計画性を持つ。北向きで建物も掘立式だが、主屋は瓦葺きで、政庁に次ぐ整った配置と格式を持つ官衙として造営されている。出土した木簡から鎮守府などの文書行政の実務を扱っており、第Ⅱ期（762～780）の間に建替えも行われたが、政庁と同様に火災で大部分が焼失している。

３ 近江国庁と多賀城第Ⅱ期政庁

（１）近江国庁

多賀城政庁と類似が示唆される近江国庁も、その後の調査で東・西に並列する築地区画を持つ特異な三郭構造をとることなどが判明している。まず、中央の国庁は外周りを築地で囲む南北100m以上、東西約72mのもので、内部には正殿を中心に軒廊で結んだ脇殿と後殿を置く。正面の門は八脚門だが、その約80m南にも東西に短い築地（一部は廊）を伴う八脚門があり、それぞれ中門、南門とされる。建物・門は軒廊を含めて瓦積みの化粧基壇に建つ礎石式瓦葺き建物で、瓦は築地にも葺かれた。正殿と後殿は四面廂付建物、脇殿は長舎で、南妻の南では玉石敷が検出されており、九世紀には小規模な楼閣風の建物が建つ。玉石は正殿の南側にも敷かれていたとみられる。

東・西郭は国庁と通路を挟んで並列する。様子が比較的わかる東郭の規模は東西59.4m、南北103.5mで、東辺は国庁中軸線から約108mの位置にある。また、南・北辺の位置から国庁の南北長が同等、西郭も同規模とみられ、三郭全体では東西が約216m（2町）、南北が103.5mとなる。東郭内では中央南よりに8～10世紀を通じて木装基壇上に建つ建物がある。基壇まで削平されているが、基壇に木装を施した痕跡の範囲から国庁正殿に次ぐ東西棟で、周囲には玉石も敷かれ、南側は広場になっていた。一方、北側と東側は目隠し堀で仕切られており、北側の堀で郭内は南北に分割される。北側の状況は九世紀の整地のため不明だが、9世紀初頭頃の「厨」墨書土器が出土と、南側における基壇建物の存続から南側が儀式や饗宴、北側が舞台裏的施設の場とみられている。

（２）両国庁の類似点

冒頭で述べた大柵のうち築地の採用や礎石式瓦葺きは同じだが（表1）、客観的にみて建物配置は異なる。正殿前面の広場を建物がコ字状に囲むのは同じとはいえ、近江国庁が正殿と長舎の東・西脇殿の三堂で囲むのに対し、多賀城第Ⅱ期政庁は東・西楼を加えた五堂で囲み、脇殿も城柵政庁に特徴的

な短舎である。だが、軒廊・石列の通路や多賀城第Ⅰ期脇殿のあり方も考慮すると、機能的には類似性をみる余地がある。

建物配置 長舎の近江国庁の脇殿は、軒廊の取付きによって北と南に場が分かれる。それは北妻から二間目に間仕切りを持つ多賀城の第Ⅰ期脇殿も同じである。とすれば、第Ⅱ期の脇殿・楼は両者のあり方を踏まえて、近江国庁脇殿を参考に石列通路(軒廊取付き部)を挟んで脇殿(長舎南側)と楼(長舎北側)の形に分けて建替えたともみられる。その場合、通路や建物の形態は異なるものの場の構成や機能には類似性が見出せる。特に近江国庁の脇殿北側には納屋的機能が示唆されているが、楼とは言え多賀城の楼も構造的(総柱建物)は矛盾しない。国庁の総柱建物や正殿の近くに公文書・印鑑等を納めるクラをみる理解も多く、内裏の脇殿を収納庫とする見方もある。そのほか、より明確な類似点に建物の格式、塙・石組溝と石敷広場、南門の翼廊などがある。

建物の格式 第Ⅱ期正殿は桁行7間、梁行4間の四面廂建物で、第Ⅰ期の南廂建物を解体して基壇四辺に盛土を加え、玉石積みの化粧をした基壇に建てられた。規模は近江国庁正殿(7間×5間)より一周り小さく、同国庁の後殿に近いが、廂の格式は同等である。また、玉石と瓦の違いもあるが、ともに化粧が施された60cm以上の基壇上に建つ。どちらも図柄等の意匠がない硬めな印象の化粧で、半割した平瓦積み主体の近江国庁には豪壮さ、第Ⅱ期政庁の玉石積みには柔らかみを感じられ、正殿以外の建物も同様とみられる。

塙・石組溝と石敷広場 近江国庁正殿の南縁には塙組みの溝がある。築地の内外には素掘りの側溝も伴い、内側側溝の築地底部には建物と同様の瓦積み化粧がみられる。一方、第Ⅱ期政庁の正殿に伴う溝は未確認だが、両脇殿の広場側と南側、政庁南門・翼廊の前後、政庁南半の築地東・西辺内側には石組溝があり、築地沿いの石組溝は築地と東・西殿の基壇化粧を兼ねる。場所や素材に多少の違いはあるが、これらも類似している。さらに石敷広場が注目される。第Ⅱ期政庁正殿の前面には東西を正殿の基壇幅、南を脇殿南側の石組溝を範囲とする玉石敷きの広場があった。これに対し近江国庁では調査上の制約で十分把握されていないが、正殿南縁の塙組み溝の周りに玉石敷がみられる。また、脇殿の南側では石敷が明瞭に残り、9世紀には一部を整え直して楼閣風の建物が建つ。従って、近江国庁も正殿南側は石敷の可能性が高い。石敷は国庁東郭でも検出されている。

南門・翼廊と両国庁の類似点 第Ⅱ期政庁の南門と近江国庁の中門・南門は八脚門で、第Ⅱ期政庁南門には翼廊が取付く。近江国庁中門に翼廊はないが、南門に伴う築地は一部が廊と示唆されており、第Ⅱ期政庁との類似を見出せる。

以上から、再調査後の第Ⅱ期政庁にも従来通り近江国庁との類似がみられる。築地の採用や全体的な瓦葺きのほか、建物配置も通路を含めた構成からみれば機能的に類似を見出せる。また、規模や素材に多少の違いはあるが、正殿の格式や建物・築地底部等の化粧、塙・石組溝や石敷広場、南門の翼廊なども類似する。そして注目されるのは、その多くが格式や装飾性に関わる類似であることである。再調査の結果、第Ⅱ期政庁は機能と装飾性を兼備した政庁で、その装飾性は第Ⅰ～Ⅳ期の中でも卓越すると位置づけられたが、その多くが実は近江国庁との類似点であり、影響を受けているのが明らかである。

(3) 両国庁の相違点と第Ⅱ期政庁の特質

両国庁の相違点もみておくと、政庁の規模、脇殿・楼の形態、国庁の景観などが異なる。

規模の相違 両国庁の平面形は南北に長い長方形を呈すが、規模は第Ⅱ期政庁が大きく(表1)、約1.5倍の規模を持つ。これは多賀城が鎮守府を兼ねた辺要の国府を置く城柵として神亀元年(724)前後に創建された際の規模を踏襲したためとみられる。私見では、第Ⅰ期多賀城は大宰府第Ⅱ期政庁を完

成させた大納言多治比池守を含む議政官のもとで大野東人が造営しており、政庁の計画性(規模)には大宰府政庁との類似点がある。多賀城は西の大宰府を意識し、東の辺要の拠点として造られた。改修が行われた宝字年間も藤原仲麻呂が積極的な東北政策を進めた時期であり、縮小の必要はない。

脇殿と楼の形態 近江国庁脇殿が正殿から軒廊が付く長舎なのに対し、多賀城の脇殿は桁行が短い短舎で、石列通路を挟んだ北側には楼がある。前述のように、楼には近江国庁脇殿北側との機能的な対応が考えられるが、建物が別個という点はやはり相違としてみる必要がある。多賀城の脇殿は第Ⅰ～Ⅳ期まで一貫して桁行が短い。政庁の基本的構成要素をなす正殿・脇殿を品字型に配す政庁は辺要の東北や西海道の城柵・国庁等にみられる。多賀城政庁はその典型で正殿と脇殿で囲まれた空間を広くとり、儀式・饗宴の機能を重視したとされる。

とすれば、楼が東西棟であるのも合点がいく。近江国庁脇殿北側は軒楼に阻まれて広場から見えないが、石列通路を挟んで脇殿から分けた楼は広場から視認できる。石列通路にも面するので東西棟とした構築には南からの景観配慮が考えられる。その手法は城柵政庁の機能、及び第Ⅱ期政庁の装飾性を高める指向と一貫する。

国庁の景観 近江国庁は第Ⅱ期政庁より小さいが正殿は一周り大きく、脇殿も正殿の脇まで及ぶ長舎である。また、建物が軒廊で連結されるため、それらで囲まれた広場は閉鎖的であるうえに、建物は高さ 60 cm以上の瓦積み化粧基壇に建つ礎石式総瓦葺き建物である。石敷も加えた景観は荘重だが、少々重苦しく威圧的である。これに対し、第Ⅱ期政庁は敷地全体が広い。また、短舎の脇殿や楼の分離によって開放的な景観を呈す。

第Ⅱ期政庁の特質 敷地の広さや短舎の脇殿は国府兼鎮守府を置く城柵として造られた第Ⅰ期政庁を踏襲する。この政庁の正殿と短舎の脇殿による品字型配置は辺要の城柵政庁や国庁によくみられ、建物が囲まれた空間を広くとり、儀式・饗宴の機能を重視したとされる。辺要の支配強化・充実と関わり、陸奥国では蝦夷政策との関連が考えられる。陸奥国司には通常の国司とは異なる斥候・饗給・征討の職務があった(養老職員令 70 大国条)。斥候は蝦夷の動静を探り、饗給は食と禄を給して蝦夷を懐柔・帰順させ、征討は武力で征し従わせることで、このうち政庁は饗給を行う舞台となる。

この饗給は養老考課令 55 増益条の招慰と同義で(同条所引古記)、来朝を促して朝貢させた蝦夷に賜饗・賜禄を行い、天皇の威光や徳を示しつつ平和友好的に帰順させる手法である。大宝令では「撫慰」と表記されていたが、養老令で「饗給」に改められており、饗宴儀礼への強い拘りと重視が窺われる。実際、多賀城が造られたのもその頃で、多賀城は養老 4 年(720)の蝦夷反乱後の陸奥国再建の過程で新たな蝦夷政策の拠点となる国府兼鎮守府として創建されており、政庁の品字型の配置には饗給の重視が考えられる。国庁は地方支配の種々の機能を持つが、蝦夷政策を行う陸奥国府の政庁は蝦夷の朝貢を受け、饗給を行う重要な場と捉えられる。

とすれば、第Ⅱ期政庁の開放的な景観も理解しやすい。威光や徳を示して蝦夷を懐柔・帰順させるなら高圧的な威容・威圧の顕示は得策ではなく、饗宴の場は柔らかに優美壮麗で平和友好的であるのが望ましい。もっとも、第Ⅰ期政庁は養老の蝦夷反乱後の国内が疲弊し、反乱の余燼が残る中で造られたため、政庁は素朴な掘立式建物による最低限の簡素さで、城柵全体も反乱の再発に備えた軍事的色彩の強い急造・荒削りな造りだった。

これを踏まえて藤原朝は儀式性を重視した第Ⅰ期政庁の規模・構造をベースとし、礎石瓦葺き化等による仕様の向上と近江国庁を範とする装飾性を加えて威光・徳を示すに相応しい場に改修した。それは多賀城政庁の真の完成ともいえよう。

4 桃生城の造営と陸奥・近江国庁

(1) 藤原朝獺の陸奥守就任とその治績

天平宝字元年(757)7月4日、橘奈良麻呂の変が発覚する。朝獺が陸奥守に任じたのは4日後の8日のことである。朝獺はただちに陸奥国に下向し、先述のように前任の佐伯全成の変への関与の疑惑と解官を伝え、全成を詰問した。その供述によると全成は奈良麻呂の誘いを断っていたが、謀議は秘匿していた。前途を失った全成は自殺に追い込まれる。この政変は陸奥国でも重大な事件であった。国の主権者が突然下向した若い朝獺に断罪され、主権者が朝獺に代ったのである。陸奥国官人を震撼させたのは容易に想像できる。そして、前任者を排除した朝獺は父の積極的な東北政策を押し進めた。

朝獺が進めた政策は律令国家の版図の拡大で、その橋頭堡として陸奥国に桃生城、出羽国に雄勝城を造営するとともに、統治拠点の多賀城と秋田城を改修した。また、陸奥国と秋田城を結ぶ駅路も整えた。このうち雄勝城の造営と交通路整備は天平9年(737)に大野東人が着手したが成功せず、中断していた事業である。桃生城の造営も含めてそれらを完遂した朝獺は天平宝字4年正月に功績を絶賛され、二階級の昇進を果たす。朝獺はさらに多賀城と秋田城の改修し、同6年12月の参議就任をもって多賀城の改修を示す多賀城碑を建てて陸奥国を離れた。ところで、朝獺が改修した第Ⅱ期多賀城には先述の近江国庁に限らず、桃生城との類似もみられる。また、桃生城に近江国庁との類似もみられる。

(2) 桃生城の造営

桃生・雄勝城の造営は天平宝字元年4月には決定しており、6月には左大弁大伴古麻呂を鎮守将軍、陸奥守佐伯全成を同副将軍に任じている。しかし、翌7月に大伴古麻呂と佐伯全成が奈良麻呂の変に坐し、実行者が藤原朝獺となる。同月8日に陸奥守となった朝獺は同4年の褒賞時には陸奥国按察使、鎮守将軍とみえる。按察使は守の兼任なので朝獺は三官を兼ねて造営を主導した。両城の造営は藤原仲麻呂が奈良麻呂の変を利用しつつ反勢力の大伴古麻呂と佐伯全成を肅正したうえで第四子の朝獺を起用して行われ、それによって仲麻呂はその後陸奥国の政策を積極的に進めたとみられる。

着任した朝獺は、まず政変の被疑者佐伯全成への対処と在地官人の動揺を鎮静化、掌握したうえで両城の造営準備を始めたと思われる。官人の掌握は政変と仲麻呂の子息たる威権で容易であったろう。造営への動きは『続日本紀』天平宝字2年6月辛亥(11日)条に「去年八月以来、帰降夷俘、男女惣一千六百九十余」とみえるので速やかだったとみられる。「去年八月」とは朝獺の着任まもなくで彼による施政の開始を起点とし、「帰降夷俘」の多さには侵攻の風聞の広がりが見られる。着任後1年弱で準備は着々と進んでいた。

実際の桃生城造営は同年10月末に陸奥国浮浪人を発して始まる。12月には坂東の騎兵、鎮兵、役夫、夷俘を両城の造営に動員している。次いで翌3年9月には造営に就いた郡司、軍穀、鎮兵、馬子ら8000人余の正税の免除、雄勝城への器仗配備と柵戸移配を命じ、両城が完成しつつあったのが窺われる。そして翌4年正月の褒賞に至るが、造営には郡司等や浮浪人、柵戸を加えると一万人以上が投入された。実際の造営開始から1年前後、朝獺着任から2年半弱、造営の決定から3年前後で両城は完成した。

(3) 桃生城と多賀城・近江国庁

桃生城跡 宮城県石巻市に所在する桃生城跡は北上川右岸の独立丘陵南西端に立地する。南裾には北上川の旧河道が流れ、遺跡の南側から西側は眺望が開けた沖積地に面す。遺跡のある丘陵端は南から回り込んで入る谷で東西を限られ、北側が隘れた端部をなす(図2)。遺跡内は南から入る複数の支谷で複雑な地形が刻まれているが、大きくは西側をく字状に深く入る谷を境に東西の丘陵に分かれる。

現在、城柵の範囲は東丘陵東北に隣接する新田東遺跡を含めて政庁がある東丘陵の内郭と新田東遺跡の東郭、西丘陵の西郭からなる。東西約 1 km、南北 800m 程の東西に長い不整形の城柵で、伊治城や志波城、払田柵とともに政庁を二重に囲む三重城柵もしくは近い構造の城柵とされ、その中で最も古い。複雑な地形は東丘陵で最大約 80m、西丘陵で最大約 40m の比高を持ち、南裾の北上川旧河道と合わせて史料に「跨大河凌峻嶺」いで造られたとみえる様子をよく呈す。

政庁は内郭中央北側の標高 60m 前後の丘陵上に立地する。周りの傾斜がやや緩い東西約 170m、やや急な南北 100m 弱の平坦面を中心に瓦葺きの築地で囲まれた南北約 72m、東西約 66m の政庁が位置する。その規模は近江国庁に近く、形状は同国庁の南北長を約 80% に縮めた一辺 70m 前後の方形をなす。

南門は削平され、楼部分も未調査だが、政庁内では多賀城第Ⅱ期政庁と瓜二つの配置の正殿、脇殿、後殿が確認されている。掘立式でもあるが、いずれも桁行 5 間、梁行 2 間の瓦葺き建物で、正殿と後殿では基壇も推測され、雨落溝を伴う。また、後殿には間仕切りがあり、脇殿は床束と広場側に縁を伴う床持ち建物である。建物の規模は多賀城第Ⅱ期政庁より小さいが、桁・梁間が多賀城の正殿身舎や脇殿と同じで、脇殿の床も一貫して床持ちだった多賀城と共通する。掘立式でやや小規模だが、桃生城政庁の建物は配置や桁・梁間、床持ち脇殿、瓦葺き等の点で第Ⅱ期政庁と共通性があり、外周りを瓦葺きの築地で囲むのも同様である。造営の主体が同じ朝獺とし、各々の完成年代からみると第Ⅱ期政庁の建物配置計画は桃生城の造営段階からあり、桃生城の政庁は試作的な位置を兼ねたとみられる。ところで、この政庁には東郭があり、近江国庁との類似も見出せる。

近江国庁との類似 狭い東西トレンチでの調査のみだが、政庁東郭では東辺築地にあたる版築遺構と掘立式建物 1 棟が検出されており、版築遺構は政庁東辺の約 50m 東に位置する。地形的な制約から南・北辺を政庁南・北辺の延長とみれば、規模は東西 50m 未満、南北約 70m となる。ただ、郭内は東側ほど傾斜が強く、東辺は政庁東辺と 6.5m 前後の比高がある。このため建物も郭内西側の南半にある。東西 4 間、南北 2 間以上の側柱建物で、北側柱列は政庁南辺の延長から約 18m 北に位置する。その位置からすれば東郭の南・北辺は政庁南・北辺の延長とみるのが自然であり、建物は近江国庁東郭の基壇建物とほぼ同じ郭内を南北に四等分した場所に建てられていた可能性が高い。

一方、政庁の西側隣接地は未調査で西郭の存在は不明だが、政庁を中心に東郭東辺を反転させた付近を政庁西辺とほぼ同じ方向で伸びる道があるのが注意される(図 2 点線)。政庁の東・西辺築地に側溝が伴うことを踏まえると、そうした施設の遺構の可能性もある。その場合、桃生城政庁は近江国庁と同じ東西に郭を伴う三郭構造となる。

ところで、先に触れたが桃生城は三重構造もしくはそれに近い構造の城柵である。三重構造城柵は中枢部を築地・材木塀等の施設で政庁ー内郭(官衙域)ー外郭(居住域)という三重に囲む城柵で、神護慶雲元年(767)造営の伊治城を典型とする(図 2)。こうした城柵の成立は中央政権と係わりが薄く、北方と係わりが強い栗原・桃生地域への支配拡大にあたり、多賀城など政庁ー外郭による二重構造の城柵外側の柵戸や蝦夷系住民の居住域を城柵内に取込んだものとされ、桃生城の東郭(外郭:新田東遺跡)でも堅穴建物が多数検出されている。ただ、全体はあくまでも三重構造に近い城柵で内郭内の政庁は東西では東・西郭を加えて三重だが、南北は政庁ー内郭のみで囲まれる。それは一方では近江国庁の三郭構造を彷彿させるもので、政庁やその建物配置が近江国庁を範とした多賀城第Ⅱ期政庁と同じものを踏まえれば全体の構造も近江国庁に端を発するとみられる。

実際、桃生城の造営は伊治城より古く、三重構造の城柵では最も古い。とすれば、柵戸等の居住域を取込む発想は朝獺主導の造営に始まり、その際に朝獺が政庁及び城柵全体を東・西郭を伴う近江国庁をモチーフに創造したことは十分考えられる。さらに言えば、伊治城のような三重構造城柵が天平

宝字 8 年(764)の仲麻呂父子の没落でその影響を脱し、居住域を一つに統合しつつ中枢部を完全に三重に囲んだ城柵として成立した見通しも立つ。

近江国庁と桃生城・多賀城 以上を踏まえると、多賀城の改修には朝獺による近江国庁―桃生城―多賀城の系譜が見通されるが、多賀城で三郭構造を採らなかったのは牡鹿・大崎地域以南の仙台平野にある既設置の城柵だからであろう。創建以来 30 余年、多賀城は蝦夷との動乱に遭わず、国府のある仙台平野の支配は安定していた。創建前から城外南西に営まれた集落をあらためて取込む必要はない。むしろ平安時代に形成された城外南面の方格状地割の基準となる南北・東西大路の施工が第Ⅱ期であることからすると、街並みの建設を指向していた可能性がある。また、政庁には地形的制約があった。もともと政庁は西北から南に延びる尾根筋を削り、標高の低い東北・西南部に盛土をして造成した平坦面に造られている。東・西・北の三方は沢に囲まれ、特に東側の沢との比高は大きい。三郭構造をとるのは無理であった。

ところで、政庁をはじめ第Ⅱ期の多賀城と近江国府に類似性をみる場合、生産や人材等の体制にも目を向ける必要がある。この点を製鉄と造瓦からみてみたい。

(4) 改修の体制

陸奥国の製鉄遺跡群 陸奥国では宇多・行方郡にあたる福島県相馬地域の武井製鉄遺跡群・金沢製鉄遺跡群が東日本最大の製鉄遺跡群として知られており、近年では宮城県の日理郡南部まで広がるのも明らかになっている。相馬地域の製鉄は 7 世紀後半に始まり、8 世紀を通じて 9 世紀にかけて存続した。その開始は白村江の敗戦を背景とした天智朝の対蝦夷政策の中で大津宮膝下の製鉄技術の導入が考えられる。この製鉄遺跡群の経営には郡司層の働きも評価されるが、生産活動を郡が負担し、国が統括したとみるのが妥当である。そもそも律令制下の陸奥国では製鉄が禁止であるにもかかわらず(『令集解』関市令弓箭条古記)、東日本最大の製鉄遺跡群があるのは国家的要請によるもので、経営の主体は国とみるべきである。それは製鉄等の生産遺跡と係わる宮城県亘理郡熊の作遺跡出土 1 号木簡にもよく顕れている。

1 号木簡は「信夫郡安岐里」の大伴部法麻呂以下 4 名が阿武隈山地を挟んで 40 km 余り離れた熊の作遺跡での某務に差発され、同遺跡で管理されていたことを示す郡里制下(701～717)の木簡である。郡里制の記載は籍帳制を前提とし、それに基づいて郡域を越えて人を運用できるのは国以外にない。また「天平寶字四年□五カ」の年紀、「従五位□行カ□□□四等カ」の位階等を記す 5 号木簡も注目される。これは裏に習書がみえる断簡で「大領」の記載を持つ 2 号木簡や墨書土器と共伴しており、年紀と位階からみて「従五位」の人物は藤原朝獺の下で陸奥介を務めた百済足人の可能性が高い。これらの資料からも製鉄遺跡群は国が経営を統括、現地での生産活動を郡が担うのが実態であったとみられる。

8 世紀後半における増産 行方・宇多・日理三郡の製鉄は 8 世紀中葉～後葉頃に転機を迎え、生産地が移動するとともに踏み鞆を持つ竪型炉や、箱形炉への踏み鞆の導入で生産性が向上して最盛期を迎える。その背景には宝亀 5 年(774)に始まる 38 年戦争が考えられているが、竪型炉の導入は 8 世紀中葉頃で、同じ頃には国の統括が強まって郡の機能も生産地に接近している。とすれば、増産の契機も遡るが、それを窺わせる史料として道嶋嶋足による神護景雲 3 年(769)の一括賜姓がある。

この賜姓は陸奥国での征夷を介した新興層の勃興を示す史料とされるが、賜姓者を郡別、海・山道別、多賀城を境とした南北に分けて整理すると興味深い特徴がある(表 2)。実は賜姓者は南部の諸郡を主体とし、特に行方・宇多・日理三郡とこの三郡に隣接した標葉・信夫郡の賜姓者の多いのである。三郡の賜姓者数にはバラツキがあるが、南部諸郡の賜姓者 42 名のうち 12 名(28.6%)で、隣接する標葉・信夫郡の 19 名を加えると 7 割を超える(73.8%)。対してほかの郡の賜姓者の大部分は 1 名にすぎ

ないのである。

こうした賜姓には製鉄の増産との関係が考えられる。隣郡での多さも熊の作遺跡の木簡で理解可能で、動員は国の指示でも現地で人員を徴発・使役するのは郡司以下の在地首長層であり、その功績は賜姓に繋がる。地域的な偏差と製鉄遺跡群の増産との対応から、彼らへの賜姓には製鉄への協力が考えられる。また、賜姓は38年戦争の開始前である。とすれば、増産の契機は国分寺・尼寺の造営か、藤原朝獺による対蝦夷政策の開始となるが、前者なら賜姓者の本貫(郡)にさほど地域差は出ない。さらに仙台平野での国分二寺の造営と山谷を含めた広域での城柵の造営・改修、交通路整備とでは用いる鉄器・鉄製品の規模が違う。増産は朝獺の事業を契機に進み、38年戦争で最盛期を迎えたと考える。

製鉄遺跡群と近江国 行方郡の真野寺内 20 号墳出土金銅製双魚佩から製鉄遺跡群がある地域と近江は継体朝から関わりがあり、『先代旧事本紀』にみえる「浮田国造」や行方郡内の「浮田」の地名も近江国高島郡の宇伎太神社や小字名と通じる。両地域の地形や墳墓等にも類似が指摘されている。こうした古い関係を機縁として製鉄が天智朝に近江から導入され、その後、近江守藤原仲麻呂の子息朝獺の事業で増産が進む。陸奥の製鉄は近江との関わりが深い。

周知のように、仲麻呂は天平宝字 6 年に近江国浅井・高島郡の鉄穴各一所の採掘権を得た(2 月甲戌(25 日)条)。同国の象徴とされる飛雲文軒瓦の出土と分布が対応し、同国でも国が統括した製鉄遺跡の一部を仲麻呂は手中にした。それは前々条の中衛府の軍備増強や、前条の伊勢・近江・美濃・越前四国での健児設置とともに身の軍事力強化とされるが、並々でない製鉄への関心も窺われる。その場合、朝獺も守として陸奥国の製鉄を掌握するのは必然だが、父の強い影響も想定される。先述の熊の作遺跡の陸奥介とみられる記載の木簡や、多数の「大領」の墨書土器にみえる生産地への郡機能の接近にもそれが感じられる。朝獺は職務上の必要性和父の影響下で国郡官人を動かして増産に努めた。そして、三たび陸奥と近江に金属を介した関連が生じた。

造瓦における関連 近江国庁を象徴する瓦に飛雲文軒瓦がある。この文様は鬼板にも施文され、国庁や東郭の建物、南門などの屋根を飾った。一方、多賀城ではこの瓦は出土していない。第Ⅱ期の多賀城には重弁文蓮花文・重圈文軒丸瓦、重弧文・単弧文・偏行唐草文軒平瓦などが葺かれていた。しかしながら、飛雲文軒瓦は意外にも約 35 km 北の加美町菜切谷廃寺跡で出土している。菜切谷廃寺は推定色麻柵(城生柵跡)の付属寺院で基壇建物が検出され、多賀城創建期主体の瓦が多数出土している。

菜切谷廃寺の飛雲文の瓦は瓦当に均整唐草文、段顎の顎面に飛雲文を施文した軒平瓦の破片である。異論もあるが、瓦当文様と段顎の特徴から多賀城創建期最終末の均整唐草文 660 軒平瓦との関連が考えられ、全体像が復元されている。また、その出土は均整唐草文 660 が天平 9 年(737)の陸奥出羽直路開削事業の関連遺跡に分布する顕彰瓦とされることから、中断した同事業を朝獺が継いで出羽国の駅路を整備した顕彰とみられている。多賀城碑での自己の顕彰や近江守仲麻呂との父子関係、第Ⅱ期政庁改修の指向と適う妥当な見解である。一方、多賀城の造瓦には何か見出せないか。

第Ⅱ期多賀城の屋根瓦 第Ⅱ期の軒瓦群は重弁蓮花文軒丸瓦と偏行唐草文軒平瓦、重圈文軒丸瓦と単弧文軒平瓦の組合せを主体とする。これらは陸奥国分寺・尼寺でも出土しており、構成比から国分寺→国分尼寺→多賀城政庁→外郭南門の順の造営・改修が考えられる。また、重圈文軒丸瓦は朝獺による導入で、造瓦の容易さと効率化による量産化とみられている。

一方、実際に政庁や外郭南門に葺かれていた軒瓦をみると、第Ⅰ期の軒瓦も比較的使われている。まず政庁では軒丸瓦の 3 割強、軒平瓦の 5 割強、南門では軒丸瓦は 1 割弱だが、軒平瓦は 4 割強が第Ⅰ期の軒瓦である。それぞれ第Ⅱ期の軒瓦も含めると、軒丸瓦は 9 割強が重弁蓮花文、軒平瓦は 8 割強が重弧文(5 割強)か単弧文(3 割弱)で、他に偏行唐草文が 2 割弱ある。つまり、政庁に葺かれた軒瓦

の大部分は重弁蓮花文軒丸瓦、重弧文または単弧文軒平瓦であり、一定量を占める偏行唐草文軒平瓦については特定の建物や位置などに葺かれたとみられる。次に南門では軒丸瓦が重弁蓮花文と重圏文、軒平瓦は重弧文と単弧文が主体を占めつつ各々半々程度で、軒丸瓦は前者、軒平瓦は後者が多少上回り、建物の前・後や側面、階層などの葺分けが考えられる。さらに、鬼板は通常の八葉ではない天平産金遺跡出土の六葉重弁蓮花文を意匠としていた。最後に南門両脇の築地では重圏文軒丸瓦と単弧文軒平瓦が7～8割と主体を占める。

以上の様相から多賀城の改修に至る造瓦は天平産金遺跡以来の延長にあり、ある段階で国分寺系の重弁蓮花文・偏行唐草文から重圏文・単弧文軒瓦への切替えが考えられる。政庁の軒丸瓦の様相から多賀城の改修開始後の切替えて、多賀城は重弁蓮花文を葺く予定でいたが、途中で軒瓦を重圏文・単弧文に切替えて政庁→外郭南門→外郭南辺築地の順に瓦を葺いて完成したとみられる。切替えの契機としては外郭南門造営の計画変更と同じく佐伯全成から藤原朝獺への陸奥守の交替が想定される。朝獺による近江国庁を範とした政庁での建物増加、政庁・外郭南辺築地の瓦葺き化による需要の増大は量産化しやすい重圏文・単弧文の意匠の採用とも整合的である。

軒平瓦における単弧文の採用は重弧文の伝統を引く簡略化だが、軒丸瓦の重弁蓮花文から重圏文への変化は新たな意匠による簡易化である。導入にあたっては、近江国庁と同じ8世紀中葉頃創建の伊勢国庁において重圏文が葺かれているのが注目される。しかも、伊勢国庁は近江国庁と瓜二つの構造で。規模もほぼ同等であり、西隣りでは近江国庁西郭にあたる西院の存在も判明している。とすれば、伊勢国庁は構造では近江国庁、軒丸瓦の点では多賀城に通じ、8世紀第3四半期頃には国庁の北側に方格地割が施工されるが、多賀城でも後の方格状地割の基準となる大路が施工されている。近江国庁、伊勢国庁、第Ⅱ期多賀城には関連があり、多賀城への重圏文の導入にも関連性が想起されるが、ここで史料をみると佐伯毛人という人物の存在が注目される。

佐伯毛人 天平宝字8年(764)9月の藤原仲麻呂の乱では仲麻呂等を滅ぼすうで佐伯氏が大きな役割を果たすが、その同族でありながら仲麻呂派として処罰されたのが大宰大貳佐伯毛人である。乱から四ヶ月後に多岐嶋守に左遷されており、史料は「坐逆党」「左遷」と明記している。

毛人は、仲麻呂が近江守となる天平17年(745)9月の半年程前に伊勢守に任じ、二人はほぼ同時期に近江・伊勢守となった。翌年、仲麻呂が式部卿として人事権を得ると、天平勝宝元年(749)の産金による佐伯全成の叙位を挟む前後で毛人の位階も累進し、8月には伊予守にして紫微中台の大忠を兼ねた。全成を上回る昇進である。仲麻呂の人事は恣意的とされており、毛人の昇進には全成の対抗とする意図がみえる。同8年には仲麻呂の武力基盤の中衛少将を務め、翌年の奈良麻呂の変では従四位下にして右京大夫となる。朝獺が陸奥守に任じた翌日のことで、仲麻呂は朝獺を陸奥国に送り、毛人に右京を委ねた。経歴をみる限り、毛人は仲麻呂派の要人といえる。

ところが、翌天平宝字2年6月に毛人は常陸守となる。常陸は大国だが、すでに大国かつ関国の伊勢守を務め、紫微大忠、中衛少将、右京大夫も経て位階も従四位下の毛人には相応しくないが、その一方で八月には従四位上に昇進している。この時期は実は朝獺が桃生・雄勝城造営の準備を進めていた頃で、10月下旬に造営が始まる。毛人が仲麻呂派の要人であることをみれば、常陸守補任は朝獺の後盾・後押しと考えられる。なお、こうしたことは多賀城の創建時にもみられ、養老6年(722)頃に常陸守藤原宇合のもとに隼人征討の経歴を持ち、従三位中納言大伴旅人が派遣され、鎮所への運穀の蓄穀確認と次期征夷将軍と目される宇合の教導にあたったことが指摘されている。

一方、常陸の国衙工房の鹿の子遺跡群では8世紀中葉～後葉頃に鍛冶集落が巨大化して官衙ブロックも出現し、対蝦夷政策との関連が示唆されている。とすれば毛人の常陸守補任はやはり朝獺の後ろ

盾の可能性が高い。そして毛人が仲麻呂の近江守と同じ頃に伊勢守となり、その後は仲麻呂派の要人であったこと、伊勢・近江国庁の相似、伊勢国庁と第Ⅱ期多賀城の軒丸瓦の共通性をみれば、多賀城における重圀文軒丸瓦の採用には元伊勢守にして常陸守の佐伯毛人の関与をみるのが自然であろう。

5 多賀城の改修と近江国府

(1) 改修と近江国

藤原仲麻呂の第四子朝獺が改修した多賀城第Ⅱ期政庁は機能と装飾性を兼備した壮麗な政庁である。仲麻呂が造営した近江国庁と類似性し、特に建物の格式、基底部の化粧、埴・石組溝や石敷広場・南門翼廊といった装飾性に係わる類似が多い。一方、広さ(規模)や短舎の脇殿と楼の分離等によって景観は開放的で、朝獺は儀式・饗宴を重視した城柵政庁としての第Ⅰ期の規模・構造を基礎としつつ、近江国庁を範とした仕様の向上や装飾性の付加によって国家の威光と徳を示す政庁を完成させた。

また、多賀城の前に朝獺が造営した桃生城の政庁は第Ⅱ期政庁とほぼ同じ建物配置をとる一方で、近江国庁と同じく東西に郭を持つ三郭構造の可能性があり、城柵全体にも同様の構造がみられる。政庁と城柵全体における近江国庁の影響と政庁における第Ⅱ期多賀城との類似・早い竣工から近江国衙→桃生城→第Ⅱ期多賀城の系譜が示唆される。

このほか、近江国との関係は造営・改修に伴う製鉄・造瓦にもみられる。製鉄は継体朝に遡る関係を機縁として天智朝に宇多郡をはじめとした地域に導入され、朝獺による事業が8世紀後半の増産の契機となった。職務上の必要性と父仲麻呂の製鉄への指向のもとに朝獺は国郡官人を動かして増産に努めた。一方、造瓦は国分二寺の造営に続けて行われ、奈良麻呂の変による陸奥守の朝獺への交代を契機として簡易な意匠の軒瓦に転化した。近江国庁を範とした政庁における建物の増加や政庁・外郭南辺築地の瓦葺き化による需要の増大が背景に考えられる。また、重圀文軒丸瓦の導入は伊勢国庁の意匠の共通性や伊勢・近江国庁の相似的構造を前提とすれば、仲麻呂の近江守就任と同時期に伊勢守となり、その後は仲麻呂派の要人として中央官を歴任、朝獺による城柵の造営・改修時には常陸守として後ろ盾をなした佐伯毛人の関与が想定される。多賀城の改修には仲麻呂の近江国庁、や指向(製鉄)、人脈(朝獺・毛人)による影響が強くみられる。

(2) 陸奥国府の景観と藤原朝獺

近江国府と陸奥国府では地勢も比較的似ている。近江国府では瀬田川に向かって複数の丘陵端が南東から北西、多賀城では仙台平野に面した丘陵端が北東から南西に延びるが、ともに東が高く西が低い地勢を呈し、両国庁は低地に南面した丘陵に立地する。また、近江国庁では南側を南東から北西に流れる高橋川が瀬田川に合流して琵琶湖に通じ、多賀城でも南側を砂押川が北西から南東に流れてほどなく太平洋に至る。流路の方向や湖・海の位置は逆だが、南側を北西→南東に流れる河川が湖や海に至るのは同じだった。

周辺の交通路の様子も似ていた。近江国庁は瀬田橋から低地部を東西に延びる官道と国庁から南に延びる推定朱雀路を基軸とし、国府には西側から入って官道を進み、朱雀路との交差点で北に折れて国庁に至る。また、南門の手前で官道が分岐し、東郭の脇を通じ北に抜ける。多賀城では第Ⅱ期施工の東西・南北大路の様子が近江国府と類似する。また、古道を活かした城内の外郭西門―東門間道路の東は塩竈に至るが、これも朱雀路と分かれる近江国庁の官道と国庁との位置は逆になるが似ていた。ただ、近江国府では瀬田橋からの官道沿いに堂の上・中道遺跡等の官衙遺跡が並び、面前の丘陵には惣山遺跡の大型倉庫群が南北に並ぶ威容が見えたが、多賀城の様子は冴えなかった。西から多賀城に向かう面前に多賀城廃寺は望めたが、大路沿いに官衙や国司館が並ぶのは方格状地割が形成され

る 8 世紀末以降であり、それ以前は溝と材木堀で囲まれた集落がある程度だった。

朝獺が赴任したのは第Ⅰ期の多賀城である。のちの方格状地割と一体の南北・東西大路はまだないが、南門から南に延びる道路と西の新田遺跡で東西道路が確認されているので、西の東山道から朝獺は概ね同じ経路で多賀城に至ったとみられる。しかし、多賀城南面の様子は冴えず、さらに城柵本体の外観すら芳しくなかった。第Ⅰ期の外郭南辺は築地と材木堀が混在し、低地はすべて材木堀である。材木も 20 cm 前後の細い材であった。外郭南門も南に移動して第Ⅱ期南門が建つ小丘に阻まれて目立たない。全容は小丘まで来て視認できた。政庁は築地に瓦が葺かれず、広々とした内部も正殿と短舎の脇殿のみで閑散としている。掘立式の建物は建築後 30 年余を経ていた。こうした様子は父の仲麻呂による近江国府とは雲泥の差であったと思われる。

だが、素材は良かった。地勢が近江国府と似ており、より標高が高い丘陵上の政庁は平野を南に見下ろし、下からは見上げる呈をなす。南側に移動工事中の外郭南門・南辺も平地から遮るものなく視認可能で、南門から各々低地を挟んで結ばれる両端の格好も良い。丘陵上に君臨する政庁、南門を中心に羽ばたくような全長約 900m の壮麗な南辺に仕上げられる。自然堤防が延びる城外南面も広く、基幹道路の整備次第で近江国府をしのぐ街並みの形成も期待できた。現状の冴えなさとは相俟って陸奥国府には高い潜在能力があった。

むすびにかえて ～多賀城碑の建碑と仲麻呂政権の崩壊～

父の仲麻呂の政策に基づき朝獺は桃生・雄勝城を造営して国家の版図を拡大し、秋田城も改修して陸奥出羽間の駅路も整備した。そして高い潜在能力を持つ多賀城を父が造った近江国府を範として壮麗な城柵に改修した。国府・鎮守府を置く多賀城は蝦夷政策を進める最高府である。先の三城の事業を成し遂げ、多賀城をも仕上げた若い朝獺が功績を示したくなるのも無理はない。朝獺は最高府の改修を参議就任の日付を以て多賀城碑に刻み、建碑させて陸奥国を離れた。さぞ誇らしかったろう。

しかし、それから二年も経ずに父の仲麻呂政権は崩壊し、父子ともに琵琶湖畔で落命する。この乱の際に緒戦を制した孝謙上皇側の授刀衛をまとめていたのは朝獺の下で陸奥介を務めていた百済足人である。また、仲麻呂一家を琵琶湖畔に追い詰める戦闘では佐伯氏が大いに奮闘した。多賀城碑で功績を誇りながら、朝獺が元陸奥介の百済足人と自殺に迫りやった元陸奥守佐伯全成の一族によって落命したのは何とも悲惨なことである。

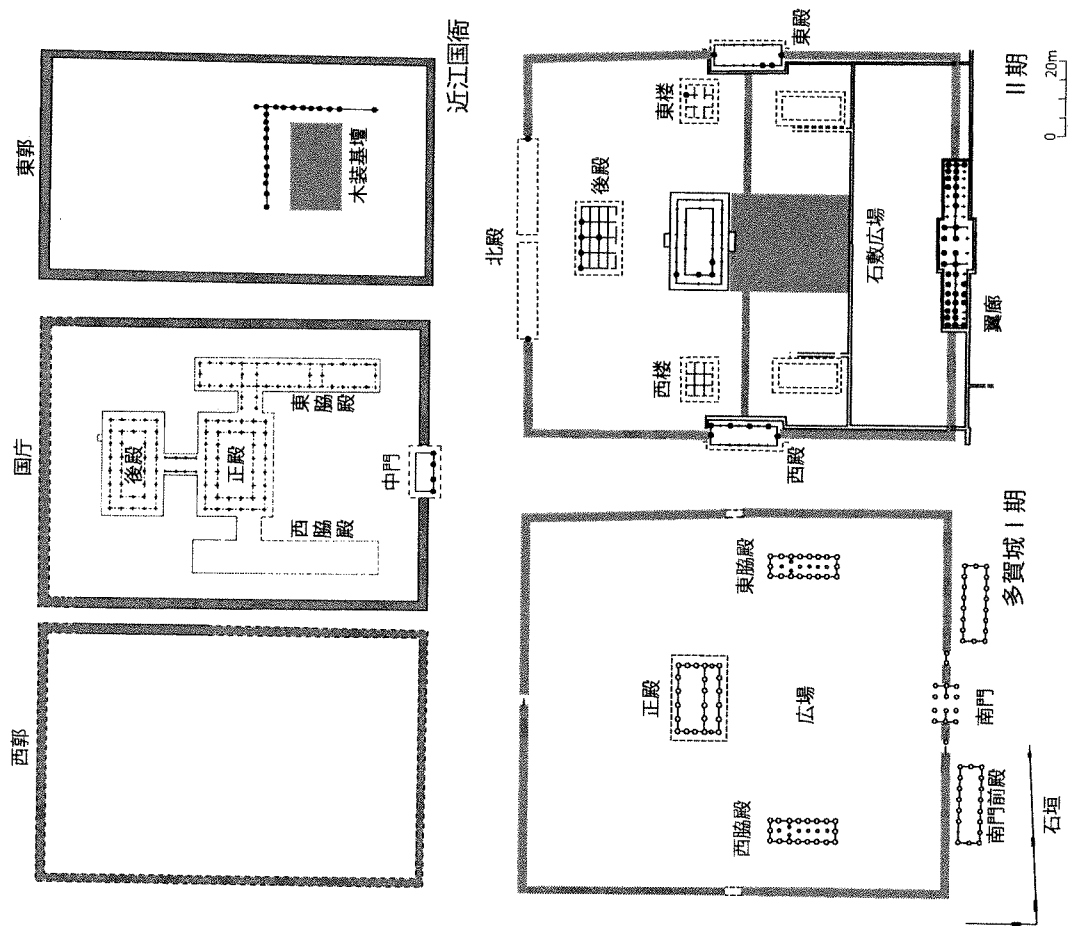
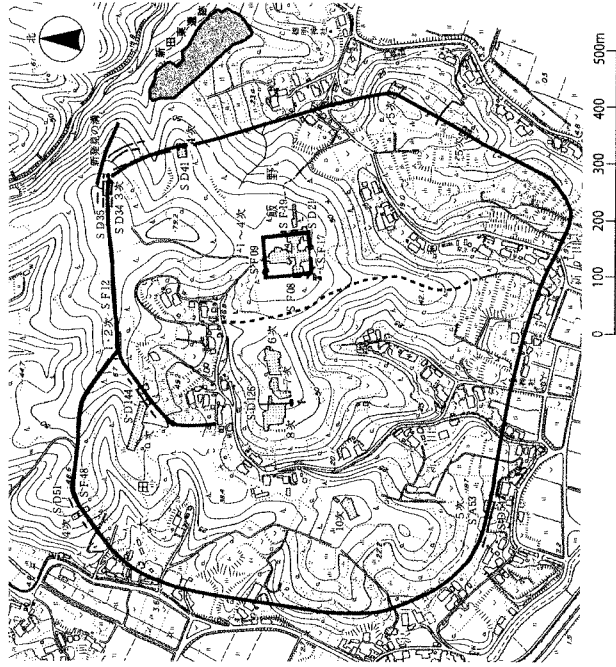
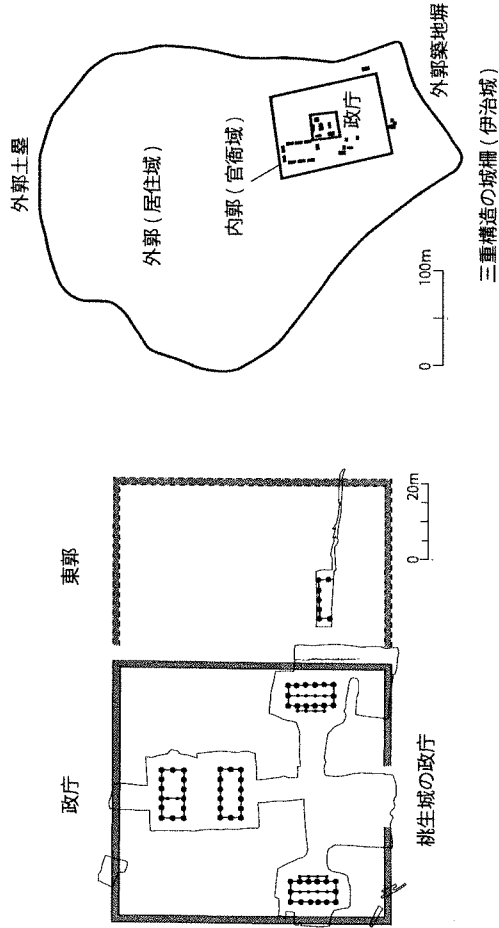


図1 多賀城Ⅰ・Ⅱ期の政庁と近江国衙

近江国庁 (8世紀中頃：藤原仲麻呂)	多賀城第Ⅱ期政庁 (天平宝字6：藤原朝衡)
【平面形】南北に長い長方形 【規模】103.5×72.0m (240×340尺) 【外周】築地(基底幅2.4m)瓦葺 【建物】正殿、東・西脇殿、後殿 瓦葺化粧基壇 礎石式瓦葺 【門】中門(南辺築地)、翼廊付南門(政庁外) 【通路】軒廊(正殿-後・脇殿) 【広場】石敷 【その他】塙組溝(正殿前) 側溝(築地内側)	【平面形】南北に長い長方形 【規模】116.4×103.1m (340×390尺) 【外周】築地(基底幅2.2m)瓦葺 【建物】正殿、東・西脇殿、東・西楼、後殿 【その他】東・西・北殿(築地線上) 玉石積化粧基壇 礎石式瓦葺 【門】翼廊付南門 【通路】石列通路(正殿-東・西殿) 【広場】石敷 【その他】石組溝(広場、築地内側など)
【正殿】四面廂付7×5間(23.1×15.0m) 基壇(27.9×19.3m, 残存高約60cm) 【脇殿】長舎18×2間(45.6×6.0m) 【後殿】四面廂付7×4間(23.4×12.0m) 【中門】八脚門(9.9×4.8m) 【南門】八脚門(9.0×9.0m) 瓦葺 基壇(12.0×9.0m) 築地(一部翼廊)瓦葺	【正殿】四面廂付7×4間(22.8×12.0m) 基壇(26.4×15.6m, 残存高約65cm) 【脇殿】短舎5×2間(16.0×6.4m) 床持ち 【楼】総柱3×3間(9.0×7.2m) 【後殿】総柱4×4間(16.8×9.6m) 【東・西殿】側柱7×2間(18.3×5.4m) 【東・西北殿】側柱10間×2間(26.0×5.4m) 【南門】八脚門(9.9×6.0m) 瓦葺 左・右翼廊(13.8×4.2m) 【外郭南門】八脚門(9.9×6.6m) 瓦葺 基壇(13.5×8.8m) 築地(基底幅2.7m)瓦葺

表1 近江・多賀城政庁諸元



政庁諸元 (天平宝字4：藤原朝獨)

【平面形】	ほぼ方形	【正 殿】	側柱5×2間(12.6×5.6m)	雨落溝
【規模】	70×65m (240×220尺)	【脇 殿】	側柱5×2間(11.7×5.4m)	床持ち
【外周】	築地(基底幅1.8m) 瓦葺	【後 殿】	側柱5×2間(12.6×5.6m)	間仕切り 雨落溝
【建物】	正殿、東・西脇殿、後殿、(楼：未調査)			
	基壇存在か(正・後殿) 掘立式瓦葺			

図 2 桃生城と三重構造の城柵

郡名	賜姓者	賜姓	郡別	道別	計
多	磐城	丈部山縣	1	海道 23	42
	標葉	丈部賀例努等10人	10		
	行方	大伴部三田等4人	4		
	宇多	下毛野公田主等4人	4		
賀	日理	吉弥侯部文知	1	山道 19	29
	白河	宗何部池守等3人	3		
	磐瀬	丈部子老	1		
	安積	初大伴部繼人	1		
城	会津	吉弥侯部人上	1	海道 4	29
	信夫	丈部直繼足	1		
	吉野	丈部庭虫等2人	2		
	吉野	丈部大庭	1		
以	吉野	吉弥侯部足山守等7人	7	山道 19	29
	吉野	吉弥侯部廣国	1		
	吉野	大伴部人足	1		
	吉野	丈部嶋足	1		
南	柴田	大伴部福麻呂	1	海道 4	29
	名取	吉弥侯部老人	1		
	新田	春日部奥麻呂等3人	3		
	黒川	吉弥侯部豊庭	1		
多	賀美	初大伴部弟虫等8人	8	山道 25	29
	玉造	丈部国益	1		
		吉弥侯部大成等9人	9		
		吉弥侯部念丸等7人	7		

表2 神護景雲3年の賜姓(郡・道別)